

相手国政府・ 国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額と期限 (注2)	署名日 (署名地) (効力発日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
モルドバ	バイオエース燃料有効活用計画の ための贈与に関する日本国政府の とモルドバ共和国政府との間の 交換公文	バイオエース燃料有効活用計画を実施するために必要な 生産物及び役務の購入	1,154,000千円 H29.3.31まで (注2)	H25.6.26 キンニョ フで (H25.8.6) (注3)	日本側 坂田東一在モルド バ大使 モルドバ側 グアシリー・ フヤコフ農業食品産業大 臣	H25.8.21 286号 (注4)

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。